

## 倉敷市職員の懲戒処分に関する要綱の制定について

倉敷市は、平成17年4月1日から職員の懲戒処分に関する次の2つの要綱を施行しました。

「倉敷市懲戒処分の基準に関する要綱」

「倉敷市職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱」

### 1 制定の背景

公務員は、全体の奉仕者として厳正かつ公平な職務の遂行が求められるとともに、常にそのあるべき姿、行動規範が問われます。当然、市民の信頼を著しく損なう不祥事は、あってはならないことであり、職員に対しては従来から機会あるごとに注意を喚起していますが、例年数件の不祥事が発生しています。その懲戒処分にあたっては、過去の事例や他都市の事例及び人事院策定の国家公務員を対象とした「懲戒処分の指針」を拠りどころとして処分内容を決定していました。

### 2 制定の目的

- (1) 本市の不祥事に対する厳しい姿勢を改めて示す。
- (2) 処分の公平性・透明性を担保する。
- (3) 市民に対して説明責任を果たす姿勢を示し、市民に信頼される公正で透明な市政の確立を図る。
- (4) 職員の公務員倫理の保持の徹底と不祥事発生に対する抑止効果を図る。

今後は、今まで以上に、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての責任を深く自覚し、公務員としての高い倫理観を保持し、市民から信頼される倉敷市職員として行動するよう、職員に周知徹底していきます。

### 「倉敷市懲戒処分の基準に関する要綱」の概要

基本的に人事院が策定した「懲戒処分の指針」及び「倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準」の内容に準じており、本市における懲戒処分の基準を掲げています。主な項目は次のとおり。

- 1 一般サービス関係（勤務態度不良、秘密漏えい、セクシュアル・ハラスメント等）

- 2 倫理条例・規則関係（利害関係者との間の金銭，物品の贈与等）
- 3 公金・官物取扱い関係（横領，紛失，盗難等）
- 4 公務外非行関係（放火，殺人，傷害，詐欺，ストーカー行為等）
- 5 交通事故・交通法規違反関係（飲酒運転，交通法規違反等）
- 6 監督責任関係（指導監督不適正等）

[懲戒処分基準詳細はこちら](#)

## 「倉敷市職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱」の概要

本市における懲戒処分の公表を適正に行うため，公表対象や公表内容等を掲げています。

主な項目は次のとおり。

### (1) 公表対象

- ① 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職，停職，減給，戒告）
- ② 刑事事件に関し起訴された職員の地方公務員法に基づく分限処分（休職）
- ③ 懲戒処分を受けた職員の管理監督責任を問うための処分（厳重注意を含む。）

### (2) 公表内容

被処分職員の所属部局名（総務局総務部 等），格付（係長級，係員 等），年齢，性別，処分内容，処分年月日，処分に至った事実の概要

※ 警察等で被処分職員の氏名が公になっている場合又は社会的影響が著しく大きいと判断される場合は，被処分職員の氏名及び所属名（総務局総務部人事課 等）を公表します。

[懲戒処分公表基準詳細はこちら](#)